


令和4年度(令和3年分)

事前予約制

市・県民税申告、確定申告 申告相談のお知らせ

令和4年1月1日現在、市内に居住している方は、原則として申告が必要になります。また、国民健康保険税などの算定資料としても大変重要なものです。下記をご確認のうえ、期限(3月15日)までに申告していただきますようお願いいたします。

◎申告相談の日程および会場のご案内

受付時間	会場	平日 (月～金曜日)	日・祝日 ※下記の期日のみ	案内図
午前9時 ～ 午後4時20分 ※正午～ 午後1時 は除く	水海道会場 市役所本庁舎 ※市民ホール	2月16日(水) ～ 3月15日(火)	2月27日(日)	水海道会場 
	石下会場 市役所石下庁舎 会議室			石下会場 

※水海道会場が第3分庁舎から市民ホールに変更となっていますのでご注意ください。

申告相談事前予約について

今回の申告相談から事前予約制になります。インターネットまたはコールセンターで予約後、指定の日時にご来場をお願いします。当日の進捗状況によってはお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。なお、予約をせずお越しいただいても申告相談を受付することができませんのでご注意ください。

○予約受付期間 1月25日(火)～3月11日(金)

インターネット予約(24時間対応)	
LINEから予約 LINEアプリをインストールし「友だち追加」から二次元コードを読み込んでください。	
市ホームページから予約 http://www.city.joso.lg.jp/jumin/zeikin/shiminzei	 予約専用サイト
電話予約	
予約コールセンター 0297-44-6987 (予約専用ダイヤル) 午前9時～午後5時(土日・祝日は除く) コールセンターへの電話は混み合いますので、インターネットからの予約にご協力をお願いします。	

※申告相談希望日の2日前(土日祝日を除く)の午後5時までに予約を締め切ります。

※インターネットからの予約は1月25日午前9時より24時間受付可能です。

※税務課へご連絡またはご来庁いただいても予約の受付は行っていませんのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、来場された方全員に「マスクの着用、検温及び手指の消毒」をお願いします。また、「咳・発熱等の症状がある方」や「体調のすぐれない方」の来場はご遠慮ください。

市・県民税申告書作成システムについて

ご自宅で市・県民税申告書を作成できるシステムを、市役所ホームページからご利用いただけます。新型コロナウイルス感染症対策のため非対面での申告にご協力をお願いします。

申告相談の際に必要なもの

※次のものに不備がある場合は、申告相談が受けられないことがあります

- 印鑑(認印可)
- 個人番号(マイナンバー)カード
 - ・お持ちでない方は個人番号(マイナンバー)が確認できる書類および運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。
- 利用者識別番号
 - ・お持ちでない方は当日発行します。
- 確定申告のお知らせ
 - ・税務署からお知らせが届いている方はお持ちください。
- 給与・公的年金等の源泉徴収票
 - ・支払元が複数ある場合はすべてお持ちください。扶養・配偶者控除等を受ける場合は、その方の源泉徴収票もお持ちください。
- 収支内訳書
 - ・営業、農業、不動産所得のある方は、収入と経費をまとめた「収支内訳書」を作成し、領収書とあわせてご提示ください。
- その他収入が分かる書類
 - ・外交員報酬、原稿料、講演料等の支払調書、生命保険満期返戻金などの支払通知書など。

- 社会保険料支払証明書
 - ・任意継続保険料・国民年金等の領収書など。
- 寄付金の受領証明書
 - ・ワンストップ特例の申請をしている方も申告する場合は、必要となります。
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - ・ご加入の保険会社から送付されます。
- 医療費控除関係書類
 - ・医療費控除の明細書を作成してお持ちください。
- 障害者手帳・障害者控除対象者認定書
 - ・障害者控除の適用を受ける方はご用意ください。
- 金融機関の口座番号が分かるもの
 - ・申告者本人のもの。
 - ・ネット銀行などは使用できない場合があります。



申告が必要な方

- 事業所得(営業、農業所得)、不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
- 給与所得者で、その支払金額について勤務先から常総市へ給与支払報告書の提出がない方(勤務先の給与担当者に確認してください)
- 公的年金等に係る所得のみで、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加する方
- 給与所得者で給与以外の所得があった方や、2か所以上から給与を受けている方
- 給与所得者で年末調整を受けていない方
- 医療費控除など年末調整でできない控除を受けようとする方
- 収入が無かった方(収入0円という申告が必要です。障害年金、遺族年金のみの収入の方も含まれます)

利用者識別番号について

常総市の会場で確定申告を行う際、申告する方全員分の利用者識別番号が必要です。税務署で申告された方や令和2年度以降市の会場で申告された方は改めて取得する必要はありませんが、お持ちでない場合は発行のためお待ちいただく場合がございます。

各種お問い合わせ先

- 下館税務署** 〒308-8608 筑西市丙116番地16筑西しもだて合同庁舎 ☎0296-24-2121(代表自動音声でのご案内となります)
- 常総市役所** 税務課 市民税係 0297-23-2111(代表)内線1612



申告が不要な方

- 給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から常総市へ給与支払報告書の提出がある方
- 収入が公的年金のみで、年金の源泉徴収票の記載内容に変更がなく、ほかに控除の追加のない方
- 税務署に確定申告書を提出する方

市の申告会場で受けられない申告

※下館税務署で申告をお願いします

- 分離課税の申告(土地・建物等・株式などの譲渡所得、上場株式などの配当所得、先物取引に係る雑所得など)
 - 1年目の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)など住宅税制の適用を受ける申告
 - 青色申告
 - 雑損控除の適用を受ける申告
 - 総合課税の譲渡所得を含む申告
 - 令和2年分以前の確定申告等
 - 令和3年中に亡くなった方の申告(準確定申告)
 - 消費税・贈与税などの所得税以外の申告
- ※上記以外の申告でも市の申告会場で受けられない場合がございます。ご不明な点はお問い合わせください。

